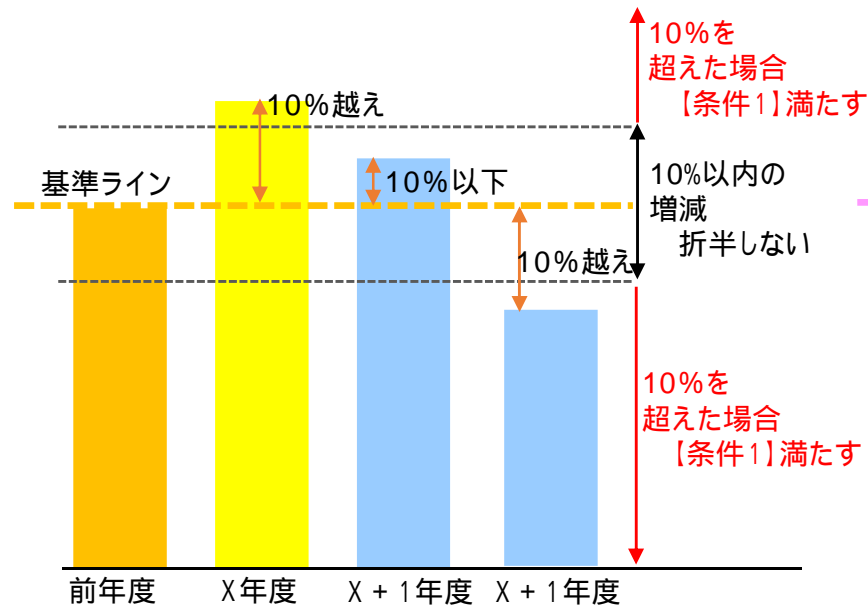


- ・事業者は、需要変動リスクにかかるリスクは全て負担
- ・ただし、以下の【条件1】及び【条件2】の両方を満たした場合には市と事業者で折半

【条件1】 観光入込客数（寺社・仏閣）の変動

X年度の観光入込客数が前年度と比較して
10%を超えて増減

前年度の観光入込客数
X年度の観光入込客数



本規定が適用された年度の翌年度においては、
適用年度の前年度の観光入込客数を基準とする

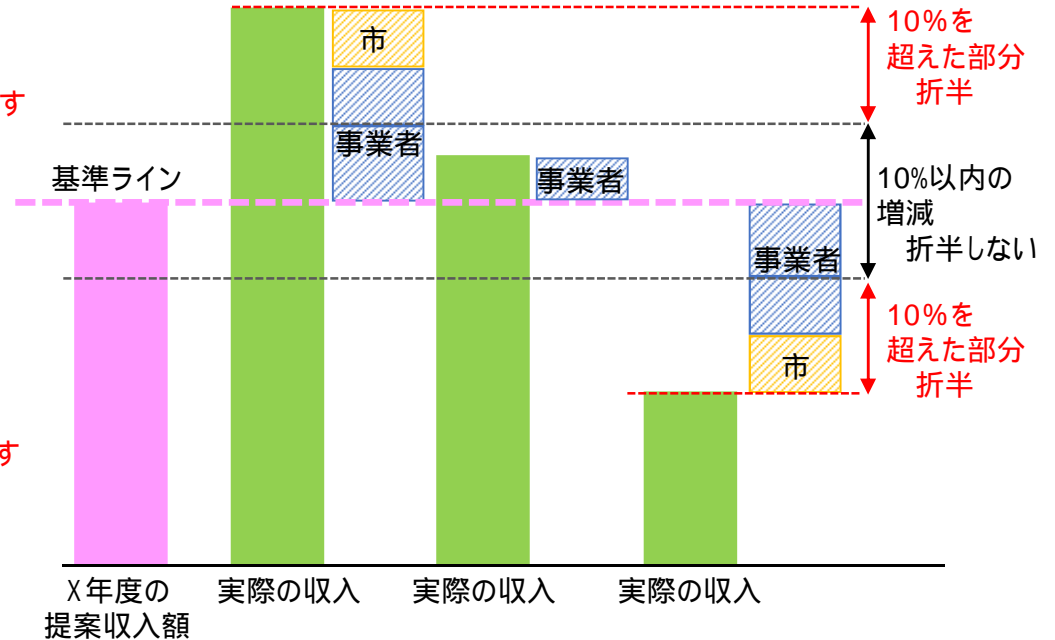
例：X年度に本規定が適用された場合、
X+1年度の観光入込客数の基準はX年度の前年度
X+1年度 の場合、折半の【条件1】に満たさない
X+1年度 の場合、折半の【条件1】を満たす

【条件2】 提案収入額と実際の収入額の差

X年度における事業者の提案収入額と実際の収入額が
10%を超えて増減

提案収入額
実際の収入額

事業者の還元・負担部分
市の還元・負担部分



市と事業者が折半する部分は10%を超えて増減した部分とする

例：X年度提案に対し、実際の収入額が
実際の収入額が または の場合、折半の【条件2】を満たす
実際の収入額が の場合、折半の【条件2】に満たない
(事業者の収入・負担となる)